平成２２年（フ）第９６４号
札幌市中央区円山西町５丁目５番１号
債務者　大西　正哲
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５７号
札幌市豊平区西岡１条４丁目１番13号
債務者　山田由佳理
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９８号
北海道石狩郡当別町字茂平沢3061番地327
債務者　三浦　正広
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２０号
札幌市豊平区豊平５条10丁目３番８―202号
債務者　樋口　義之
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８２号
札幌市北区新琴似９条７丁目５番18号
債務者　佐藤　陽一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３５号
盛岡市西仙北１丁目37番９―505号
債務者　菊池　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２３６号
岩手県陸前高田市高田町字栃ケ沢40番地　市営住宅栃ケ沢団地第25号
債務者　平野　裕之
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２６１号
岩手県大船渡市大船渡町字鷹頭126番地１　アクロポリス丸森107号
債務者　山口　達博
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２６６号
岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保91番地77　パルク・フィオーレＡ201、旧住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字土手180番地４
債務者　今野　　真
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２６７号
盛岡市中ノ橋通２丁目10番33号、旧住所盛岡市八幡町８番28号　ブランコート207号
債務者　横屋　由香
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２２１号
埼玉県富士見市羽沢３丁目９番32―307号
債務者　中村　哲宏
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２８１号
埼玉県川越市大字下新河岸61番地７
債務者　渡部　英男
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２８６号
埼玉県入間市大字上藤沢367番地２　センチュリー303
債務者　大関　輝雄
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２９６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3772番地28
債務者　中尾　三治
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３２６号
埼玉県川越市野田町１丁目７番地４川越寮
債務者　浦山　　進
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８号
千葉県山武市横田490番地12
債務者　川村　法明
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９９号
神奈川県秦野市千村５丁目14番６号サンハイツⅡ201号
債務者　富田　秀信
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部